

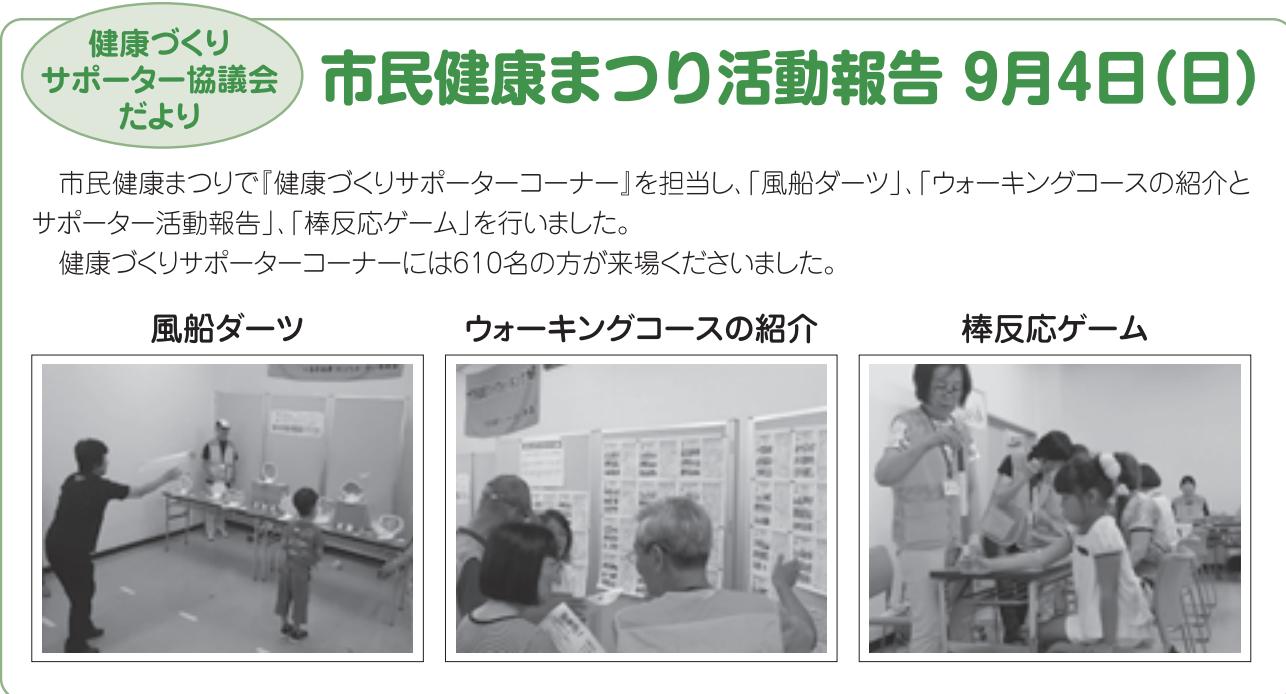


狂犬病予防注射はお済みですか？



犬を飼っている方は、毎年1回、飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務づけられています。まだお済みでない場合は、動物病院でお早めに予防注射を受けさせてください。なお、予防注射の手続きは次のとおりです。

- ・市が事務を委託している動物病院(市ウェブサイトに掲載)で予防注射を受けさせた場合
…動物病院で「狂犬病予防注射済票」が交付されます。(交付手数料550円が必要です。)
その後の手続きは必要ありません。
 - ・市が事務を委託していない動物病院で予防注射を受けさせた場合
…動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証明書」をお持ちのうえ、保健センターで「狂犬病予防注射済票」の交付の手続きをしてください。(交付手数料550円が必要です。)
 - ・病気や高齢などの理由で予防注射を受けさせられない場合
…動物病院で発行された「狂犬病予防注射猶予証明書」を保健センターへ提出してください。



11月10日～16日はアルコール関連問題啓発週間です

平成26年6月1日に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、アルコール関連問題啓発週間が設けられました。

市では、「健康日本21いのちのみや計画」のアルコールの分野で、目指すべき姿として「適量飲酒に心がける」及び「妊婦・未成年者は絶対飲酒しない」を掲げています。

適量飲酒を心がけるとともに、週に2日はアルコールを飲まない休肝日をつくることでご自身の健康を守りましょう。



＜適量とされる1日の飲酒量の目安＞

お酒の種類	ビール 発泡酒	清酒	ウイスキー ブランデー	焼酎(35度)	ワイン
量	中ビン1本 (500ml)	1合 (180ml)	ダブル (60ml)	0.5合 (90ml)	2杯 (240ml)